

資料 1

幼児教育・保育の無償化制度の概要について

保育施策推進担当

## 1 制度趣旨概要

- ◆消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに政策資源を投入
- ◆子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法を改正し、新制度の対象とはならない幼稚園（未移行園）、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設
- ◆併せて、就学前の障害児の発達支援についても、無償化

## 2 対象者・対象範囲

- ◆3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化
- ◆保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象

具体的には、以下のとおり。

- ・新制度の幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化。
- ・新制度の対象とならない幼稚園（未移行園）についても、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化
- ・0歳から2歳までの子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化

### 【補足（無償化の対象期間について）】

添付資料の「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ、2019年5月30日版 No53（抜粋）」を参照

## 3 実費徴収

- ◆保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、行事費など）については、無償化の対象外
- ◆幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収。
- ◆新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続する（生活保護世帯やひとり親世帯等）とともに、免除対象者の拡充（年収360万円未満相当の世帯）を図る。
- ◆新制度の対象とならない幼稚園においても同様
- ◆保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため現行制度を継続（実費徴収しない）

## 4 預かり保育事業

- ◆幼稚園の預かり保育事業については、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額3.7万円）との差額である上限月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化（預かり保育の支給限度額は「利用日数×日額単価450円」）。
- ◆保育の必要性の認定については、支援法第20条第1項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定（新2号）を支援法上に設け、いずれかの認定を取得した場合が無償化の対象。

- ◆幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象。  
その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額1.13万円から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額。

## 5 認可外保育施設等

- ◆保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- ◆認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業も対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象
- ◆0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額4.2万円）までの利用料を無償化。
- ◆無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。  
ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

### 【補足】

認可保育所や認定子ども園又は地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。

## 6 就学前の障害児の発達支援

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化。

また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象。

以 上



# 幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)
- ※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【4. 施設等利用給付認定】

No.	事項	問	答	備考
51	保育の必要性の認定対象外認定対象者の取扱	保育の必要性の認定の対象とはならない場合(例:専業主婦家庭等)、どのような施設の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	3歳から5歳までの子供について、幼稚園、認定こども園(4時間相当分)は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象となりません。このほか、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)も無償化の対象となります。	1-12修正
52	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の施設給付等や就学奨励費補助についても、就学猶予の場合も、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等についても、施設等利用給付の対象となります。	1-20修正
53	幼稚園等の無償化対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償化となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。一方、幼稚園については、○ 学校教育上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている。○ 満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い。○ 現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている。といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚園を含む)。	1-21修正
54	階層判定の要件	幼児教育・保育の無償化の実施後、6歳から5歳までの子供の利用者負担額の階層判定は必要ですか。	認定にあたっては階層区分の判定は不要となりますが、副食費の免除等にあたって、所得情報の確認が必要となります。	
55	個人番号や住基ネットの活用	施設等利用給付認定の際に、対象者の確認や、食料料金を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認事務において、個人番号(マイナンバー)や住基ネットを利用することができますか。	今般の改正により、番号法別表第1及び住基基本台帳法別表第2及び別表第4に、現行の「子供のための教育・保育給付の支給に関する事務」に加え、「子育てのための施設等利用給付の支給」が加えられ、改正法の公布と併せて下位法令の手当も行う予定であることから、これら事務の処理のために個人番号や住基ネットを利用することは可能です。また、食料料金を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における「戸内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の施行の日から利用可能となります。一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの整備については、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。	3-16修正
56	追加認定	幼稚園や認定こども園において、教育・保育給付認定第1号認定を取得した子供が利用する預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	教育・保育給付第1号認定を取得して幼稚園や認定こども園を利用している子供の場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該第1号認定に加えて、施設等利用給付第2号又は第3号認定が必要となります。	4-1修正
57	みなし認定	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子供が認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化については、新たな認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととしています。	4-2修正
58	認定事由	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用して施設等利用料の支給を受ける場合の施設等利用給付第2・3号認定の基準は、教育・保育給付第2・3号認定と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業に加入することできない場合の代替措置として今回幼児教育・保育の無償化の対象となったことを踏まえると、教育・保育給付第2・3号認定を取得可能な対象とならないといった事態は避ける必要ががあります。したがって、施設等利用給付第2・3号認定の基準は、基本的に教育・保育給付第2・3号認定の基準と同等のものとする必要があり、自治体の判断でこの差を設けることはできません。法においても、施設等利用給付第2・3号認定の保育の必要性については、現在の保育認定に係る事由をそのまま引用する形で定められています。	4-3修正
59	認定事由	法で施設等利用給付認定には、教育・保育給付認定のように保育の必要性に応じた保育標準時間・短時間等の考え方はありませんが、短時間・標準時間で分けて認定することが必要はないのですか。	無償化の要件として、短時間・標準時間を分けて認定する必要はありません。	4-6修正